

令和 7年 3月 27日

姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、事業者等が社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を提供することに要する費用の一部を助成する姫路市合理的配慮の提供に係る助成金（以下「助成金」という。）について、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるものとする。

(対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付を受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業者
- (2) 自治会
- (3) その他市長が特に必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるものの代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するものは、対象者としな

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表費用の欄に掲げる区分に応じ、同表摘要の欄に掲げる行為に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 第6条第1項の規定により申請を行う前に作成したコミュニケーションツール、購入した物品又は施工を開始した工事に係る経費

- (2) 国若しくは都道府県その他各種団体等が実施する補助事業又は市が実施するその他の補助事業により補助の対象となっている経費
(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表費用の欄に掲げる区分ごとに、対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額は、別表費用の欄に掲げる区分ごとに、同表助成限度額の欄に掲げる額を超えることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、一の申請者から同一の年度内に2回以上申請があったときは、当該申請に係る対象経費に2分の1を乗じて得た額の合計額について、別表費用の欄に掲げる区分ごとに、同表助成限度額の欄に掲げる額の範囲内において助成する。

(申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) コミュニケーションツール作成費 次に掲げる書類

- ア 物品内訳書（コミュニケーションツール作成費）（様式第2号）
- イ 仕様書の写し
- ウ 対象経費の見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 物品購入費 次に掲げる書類

- ア 物品内訳書（物品購入費）（様式第3号）
- イ 物品の内容がわかるカタログ等又は仕様書の写し
- ウ 対象経費の見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 工事施工費 次に掲げる書類

- ア 工事計画書（様式第4号）

- イ 工事図面の写し
- ウ 対象経費の見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは申請をした者（以下「申請者」という。）に姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定通知書（様式第5号）により通知し、不適当と認めるときはその理由を付して申請者に姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請却下決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、交付決定の内容に変更が生じるときは、姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書（様式第7号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定の内容を変更の上、姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知し、交付決定の内容の変更が適当でないとき、認めるときは姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請却下決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(完了の報告)

第9条 助成決定者（前条第2項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。次条から第12条までにおいて同じ。）は、コミュニケーションツールを作成し、物品を購入し、又は工事が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は助成金の交付を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) コミュニケーションツール作成費又は物品購入費 次に掲げる書類

- ア 領収書の写し
- イ 物品設置写真
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 工事施工費 次に掲げる書類

- ア 領収書の写し
- イ 工事契約書の写し
- ウ 工事内訳書の写し
- エ 工事完了写真
- オ その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の額を確定し、姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金額決定通知書（様式第11号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた助成決定者は、速やかに姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（様式第12号）（以下「請求書」という。）により、市長に助成金を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求について、その内容を審査し、相当であると認めるときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の受領委任)

第11条 前条の規定にかかわらず、助成決定者が助成金の請求及び受給をコミュニケーションツールの作成者、物品の販売業者又は工事の施工業者（以下「作成者等」という。）に委任したときは、市長は、当該助成決定者に支払うべき助成金を当該助成決定者に代わり当該作成者等に支払うものとする。

2 前項の規定により助成決定者が助成金の請求及び受領を作成者等に委任したときは、作成者等は、請求書に代えて、姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書兼代理受領委任状（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、作成者等に対して助成金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があったときは、助成決定者に対して助成金の交付があったものとみなす。

(助成金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が取消しを必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、姫路市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

費用	摘要	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー、コミュニケーションボード、音声コード等を用いたチラシ等による合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成	50,000円

物品購入費	筆談ボード、折り畳み式スロープ等による合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入	100,000円
工事施工費	スロープ、手すり等の設置等による合理的配慮の提供を行うための工事の施工	200,000円